

令和8年 内灘町『奨学生』募集のご案内

本町では、学業に優れていながら経済的理由により学資の支弁が困難な中学3年生を対象に、高校入学時における経済的負担を軽減するため「奨学金制度」を設けています。

令和8年の「奨学生」の募集をいたします。内容及び申請手続等は、以下をご覧ください。

1. 奨学金の額 50,000円（1人1回限り）

2. 支給要件

令和8年に内灘中学校から学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ進学する生徒で次の項目に該当する人

- (1) 内灘中学校に在籍し保護者が町内に現に居住し住所を有すること。
- (2) 経済的理由により修学が困難であること。
- (3) 学業やスポーツ等の成績が優れ、生活態度が良く、心身ともに健全であること。
- (4) 貸付制度による奨学資金を除き、他の団体から奨学金を支給されないこと。
- (5) 学校給食費等の未納がないこと。

3. 申請手続

| | |
|--|---|
| 提出書類 ※後述「4. 提出書類についての注意事項」をご参照ください。 | 内灘中学校長を経由して、申請することになります。 ①～③様式は、内灘中学校及び内灘町教育委員会にあります。 (町ホームページからもダウンロードできます。) ① 内灘町奨学金申請書（別記様式第1号） ② 内灘町奨学金推薦書（別記様式第2号） (※内灘中学校に提出後、校長が記入します。) ③ 家庭状況調査書（別記様式第3号） ④ 生徒と暮らしている家族全員の所得を証する書類 (※今年度就学援助費申請済の方は不要ですが、 あらためて、所得を証する書類の提出をお願い する場合があります。) |
| 申請受付期間 | 令和8年2月2日（月）～令和8年2月25日（水） |
| 申請方法 | 必要書類を内灘中学校に提出してください。 |

4. 提出書類についての注意事項

- 内灘町奨学金申請書（別記様式第1号）について
金融機関名の記入については必ず保護者名義の口座を記入してください。
- 内灘町奨学金推薦書（別記様式第2号）について
学級担任等を通じ内灘中学校長に作成をお願いしてください。
- 家庭状況調書（別記様式第3号）について
主たる家計支持者が勤務地の関係で別居しているときは、所在市区町村発行の所得証明書（令和6年分）を提出してください。
家族の状況は生徒と暮らしている家族全員を記入してください。職業・勤務先を具体的に記入してください。
- 所得を証する書類について
令和6年分源泉徴収票の写しや所得税確定申告書または市町村民税申告書の写し等を提出してください。（※今年度就学援助費申請済の方は不要ですが、あらためて、所得を証する書類の提出をお願いする場合があります。）

5. 奨学生の決定

- 提出された書類に基づき、「人物、学業・スポーツ成績等、所得等」について内灘町奨学金支給審査委員会で審議・選考し、決定します。（5名程度）
- 奨学生の決定については、3月中旬ごろに保護者及び学校に通知します。

6. その他の

- (1) 提出書類は一切お返ししません。
- (2) 提出書類に不備があった場合、期日までに適切に提出されないとときは受付できないことがあります。
- (3) 虚偽の申請等不正な手段で奨学金を得ようとした場合は支給を受けることができません。また、支給後に不正が判明した場合は、奨学金支給を取り消すとともに速やかに返還していただきます。

ご不明な点は、内灘町教育委員会事務局 学校教育課へお問合せください。
(TEL076-286-6717)